

## 上毛電鉄友の会 令和5年度通常総会

日時 令和5年6月10日(土) 午後1時00分～  
場所 桐生駅構内、桐生市市民活動推進センター「ゆい」

- 1 開 会
- 2 上毛電鉄友の会 代表挨拶
- 3 議 事
  - ・ (議案1) 令和4年度活動報告及び決算について
  - ・ (議案2) 令和5年度活動計画及び予算について
  - ・ (議案3) 役員(案)について
  - ・ (議案4) 規約の一部改正について
- 4 報 告
- 5 役員及び出席者自己紹介
- 6 祝 辞  
上毛電気鉄道(株) 取締役社長
- 7 閉 会



(議案1)

## 令和4年度 活動報告について

活動日 (期間)	活動内容等
R4. 4	春イベント 2022 サポート【中止】
R4. 4. 27	2022 年度会員証更新、発送作業
R4. 5. 14	主催企画 サイクリング 令和4年度上毛電鉄友の会企画沿線ハイキング『今日は一日古墳三昧』
R4. 5. 14	令和4年度通常総会 前橋プラザ元気 21 (5F) 於：中央公民館 505 学習室
R4. 5. 16	桐生タイムス記事『電車と自転車で古墳三昧』 5/21 友の会公式HP にアップ
R4. 5. 28	フェイスブック告知、HP 更新 警戒度が1に
R4. 6. 4	令和4年度通常総会資料を友の会公式HP にアップ
R4. 6. 16	上毛電気鉄道株式会社 株主総会 橋本代表取締役社長が就任
R4. 7. 26	臨時・代表副代表打ち合わせ 上電本社新体制の発足に伴い友の会の今後の運営方針の 枠組みを議論して決定。 活動拠点の継続、4年度事業の継続、事務簡素化
R4. 7. 30	コロナ第7波感染爆発。入会申し込み、会費納入方法を変更。
R4. 7-8	上毛電鉄友の会企画「デハ101 貸切 ビール電車」の 運行【中止】
R4. 9. 23	役員会、100年史専門部会開催 於：Mサポ
R4. 10	秋イベント 2021 サポート【中止】
R4. 10. 30	あつまれ！SDGs！@桐生市 上電が出展。友の会は自主参加
R4. 11	友の会バスハイキング【延期】 太子駅跡・草軽電鉄
R4. 11. 23	『SDGs とまちづくりフォーラム ～絶体絶命！本当にいるの？バス・電車～』【共催事業】 於：前橋工科大 展示ブース、講演会への参加
R4. 12. 20	役員会、100年史専門部会開催 東京新聞取材

R5. 1. 3	新春イベント【中止】
R5. 1. 3	東京新聞（紙面、WEB版）掲載 <鉄道今昔（てつろこんじゃく）支える人たち> (2) 狭く深くファン層拡大 上毛電鉄 「友の会」スタンプラリー自ら企画
R5. 1. 24	役員会、100年史専門部会開催 ・春イベントの開催準備 ・会報17号台割 打ち合わせ
R5. 1. 31	スーパーベルズに春イベントの出演打診
R5. 3. 10	春イベントのチラシ校正（ベルズほか）
R5. 3. 29	友の会たより17号、会員更新通知、発送作業 100名弱分、4/23 イベント案内、振込用紙（青色） 総会、イベント予定ほか打ち合わせ

【随時】情報発信

- ・上電友の会公式ホームページ  
<http://www.jomorailway.com/supporters/>
- ・上電友の会フェイスブック  
<https://www.facebook.com/jyodentomonokai>

※その他

前橋市市民活動支援センター利用登録団体番号 341

## 令和4年度 上毛電鉄友の会 収支決算書

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月31日

### 1 収入

(単位:円)

項 目	決 算 額	摘 要
前年度繰越金	48,709	
会費収入	109,500	(R4年度73名109.5口)(R3年度102人178口)(R2年度102人 171口)(31年度114人 170.5口)(30年度124人)(29年度123人)(28年度125名)(27年度128名)(26年度136名)(25年度156名)(24年度163人)(23年度161名)(22年度146名)
諸収入		
雑収入		
合計	158,209	

### 2 支出

項 目	決 算 額	摘 要
会議費	3,710	総会会場使用料、お茶代
事業費	6,897	うごくギャラリー友の会賞楯作成代金
	1,500	サイクリング土産
	10,000	SDGsとまちづくりフォーラム共催負担金
	30,000	規約第4条基金造成(R4決算3万)(R3決算4万)(R2決算1万) ■以下、令和2年度支出済み (H31決算5万)(H30決算5万)(H29決算5万)(H28決算5万)(H27 決算5万)(H26 決算5万)(H25 決算5万)(H24 決算5万)(H23 決算5万)(H22 決算5万)
年間会費	2,000	きりゆう市民活動推進ネットワーク(年会費)
消耗品費	437	ラミネート
通信運搬費	32,118	会費振込等手数料(ゆうちょ)等、領収書送付 グッズ・会報・継続会員依頼書送付、会員証送付、写真返送
謝礼	5,000	ノートPC寄贈謝礼(図書カード)
保険料		
積立	50,000	記念誌製本積立(R4決算5万) (R3決算5万)(R2決算4万)(31年決算1万)(30年決算2.5万)(29年決算2.5万)(28年決算5万)(27年決算5万)(26年決算10万)(25年決算10万)
予備費	0	
合計	141,662	

収入決算額	158,209
支出決算額	141,662
差引残額	16,547

差引残額 16,547円は次年度に繰り越し

## 監査報告書

令和4年度事業ならびに収支決算書について、関係諸帳簿ならびに証拠書類を監査の結果、いずれも適正に処理されており、決算書のとおり相違ないことを認めます。

上毛電鉄友の会

代表 大 島 登志彦 様

令和5年 6月 7日

監事



監事



(議案2)

## 令和5年度 活動計画について

※ 最新の情報は友の会フェイスブック、公式ホームページ等でご確認ください。

	活 動 項 目	活 動 内 容
1	上電春の感謝イベント	4月23日実施済 ・友の会トークショー ・会員証更新等受付 ・プラレールコーナー運営 ・前橋高校鉄研出展調整 ・スーパーベルズ出演ロジ
2	会員証発送作業及び打ち合わせ	令和5年度から会員証の発行を省略
3	友の会サイクリング	延期
4	令和5年度通常総会	令和5年6月10日(土) 於：桐生駅構内 ゆい
5	上電駅クリーンボランティア	令和5年中随時
6	風鈴電車飾り付けのサポート	令和5年7月 場所：大胡電車庫電車内 内容：風鈴電車飾り付けのお手伝い
7	デハ101企画運行ビール電車	令和5年7月-8月 土 or 日曜
8	秋の感謝イベント	令和5年10~11月 場所：大胡電車庫イベント会場にて 時間：9:30~15:00 内容：友の会トークショー、会員更新、前橋高校鉄道研究部、プラレール企画、その他イベント進行サポートほか

	活 動 項 目	活 動 内 容
9	上電動くギャラリー 友の会賞	審査、表彰式への参加 表彰式：令和5年11月
10	友の会 秋のハイキング	令和5年度は上電ハイキングのサポート
11	クリスマストレイン飾り付けサポート	令和5年11月下旬
12	大胡駅イルミネーション設置	令和5年11月下旬
13	新春イベント	令和5年1月3日（日） 上毛電気鉄道「新春イベント」 ※詳細未定
14	第18号会誌発行 会員更新のお知らせ	令和6年3月 発刊目途 （送付は3月中旬期限） 会員更新のお知らせ・令和5年度分の 納付書を同封 3月中旬

	活 動 項 目	活 動 内 容
随 時 企 画	会員募集	チラシを配布（随時）
	沿線歩け大会のサポート	毎月開催している上電沿線歩け大会のサポート（自主参加）
	北原ゆうき関連企画	
長 期 企 画	上毛電鉄100年史の資料収集及び編纂、発行準備	100周年史作成に向けた基礎資料（年表など90周年史の調査成果）を盛り込む。

年次事業	総会	毎年4月下旬～6月初旬
	役員会	随時開催
	活動情報の発信（機能分化）	フェイスブック・・・新着情報 ホームページ・・・活動アーカイブ

議案2

令和5年度 上毛電鉄友の会 収支予算書

自 令和 5年4月 1日  
至 令和 6年3月31日

1 収入 (単位:円)

項目	予算額	摘 要
会費収入	100,000	前年実績ベース
繰出金	250,000	規約第4条基金／記念紙製本積立、予備費
繰越金	16,547	前年から
合計	366,547	

2 支出

項目	予算額	摘 要
会議費	5,000	会場費、お茶代等
事業費	5,000	ハイキング (講師謝礼、参加費補填、保険)
	10,000	上電枕木オーナー2023
	50,000	各種企画実施、更新グッズ作成、イベント出演謝礼、プラレール増備ほか
	10,000	スマートムーブ協議会講演会共催費用
	200,000	規約第4条基金・記念紙製本支出準備
年間会費	2,000	他団体負担金
繰入費	40,000	基金造成
事務費	25,000	通信運搬費 (振込手数料、友の会便り郵送等)
	8,000	消耗品費 (更紙、印刷代、植代等)
予備費	11,547	
合計	366,547	

(議案 3)

役員案について

(役員)

第7条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表5名以内
- (3) 運営委員15名以内
- (4) 監事2名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

1	代表		
1	副代表		
2	副代表兼事務局長		
3	副代表		
4	副代表		
1	運営委員 (企画担当)		
2	運営委員 (企画担当)		
3	運営委員 (企画担当)		
4	運営委員 (広報担当)		
5	運営委員 (広報担当)		
6	運営委員 (事務局次長)		
7	運営委員 (事務局次長)		
8	運営委員 (事務局次長)		
9	運営委員 (事務局次長・会計)		
10	運営委員 (参与)		
11	運営委員 (参与)		
1	監事		県上電担当
2	監事		上電

(議案4)

## 上毛電鉄友の会規約

(目的)

第1条 この団体は、上毛電気鉄道(株)(以下「上電」という。)が、地域に根ざした公共交通としての使命を果たすべく運行に必要な諸事業に対して支援を行うことにより、上電の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この団体は、上毛電鉄友の会(以下「会」という。)と称する。また、略称として、上電友の会とする事がある。英語標記をJODEN supporters clubとする。

(事務所)

第3条 会の事務局は、上電本社内に置く。

(活動)

第4条 会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 上電の運行維持、活性化に必要と認める活動及び支援
- (2) 上電に対する各種ボランティアの募集及び支援
- (3) 上電が保有する車両の全般検査のための基金の蓄積
- (4) 上電の動向等に関わる通知や、会員相互の親睦を図るための機関誌の発行
- (5) 他の公共交通支援・研究・愛好団体との交流や協調
- (6) 上電のその他運行継続、活性化に必要と認める活動及び支援

(会員)

第5条 会員となることができる者は、上電の安全な運行維持、活性化を支援することに賛同する者とする。

- ①個人会員
- ②法人格のない任意団体会員
- ③法人会員

(会員の入会と会費)

第6条 入会を希望する者は、代表に加入申込書を提出して、年会費の納入をもって、会員に入会したこととする。

2 年会費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員は1口1,000円とし、1口以上
- (2) 法人格のない任意団体会員は1口1,000円とし、3口以上

- (3) 法人会員は1口1,000円とし、5口以上
- 3 年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 会員継続の際の年会費は、会が定めた期間までに納入しなければならない。
- 5 既納の会費は、退会等を申し出た場合や除名された場合でも、返却しない。

#### (会員の退会)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退会とする。

- (1) 退会の申し出があったとき。この場合、退会届けを代表に提出する。
- (2) 本人が死亡等したとき、または会員である法人が消滅したとき
- (3) 年会費が多年に亘って納入されていないとき
- (4) 代表は、会則に違反したり、この会の名誉を傷つける等、この会の目的にふさわしくない会員を除名することができる。

#### (役員)

第8条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
  - (2) 副代表5名以内
  - (3) 運営委員15名以内
  - (4) 監事2名
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。
  - 3 役員は、役員会において選出し、事後の総会で承認を得るものとする。

#### (役員職務)

第9条 代表は、会を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、代表があらかじめ指定した副代表が会を統括する。
- 3 運営委員は、会の業務を執行する。
- 4 監事は、会の業務及び会計を監査する。

#### (役員会)

第10条 会の適正な運営を図るため役員会を置く。

- 2 役員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成し、会の業務の執行に必要な事項を協議・決定する。
- 3 役員会は、代表が招集し会議の長となる。
- 4 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状等が提出された場合も、出席とみなすことができる。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、代表の決定するところとする。
- 6 役員会は、必要に応じ役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

ものとする。

(顧問及び特別会員)

第11条 会に顧問及び特別会員をおくことができる。

2 顧問及び特別会員の選任は、役員会の議決を持って行い、事後の総会で承認を得るものとする。

(総会)

第12条 会の健全・公正な運営をを図るため、毎年1回、通常総会を開催するものとする。

2 通常総会は、会計年度当初に行うものとする。

3 代表が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、出席者の合意を持って成立するものとし、その議事は、出席者の過半数の同意により決定する。可否同数の時は、代表の決定するところとする。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 会の経費は、会員の年会費、沿線市連絡協議会補助金、寄附金、預金利子、及びその他の収入をもって充てる。

(基金)

第15条 第1条の目的を達し、第4条の活動を遂行するため、会に上電運行継続活性化基金(以下「基金」という。)を造成することができる。

2 基金は、第6条の会費の一部、預金利子及びその他の収入を積み立てることにより造成するものとする。

3 基金は、第1条及び第4条の事業に要する経費とする場合に限り処分することができる。ただし、役員会において特に必要と認めた時は、友の会の経費に充てることのできるものとする。

(監査)

第16条 監事は、毎会計年度終了後、期日を定めて監査を行わなければならない。

2 監事は、監査をした結果を役員会に報告するとともに、総会で報告しなければならない。

(会員の個人情報の保護)

第17条 会の運営にあたり、特定の個人を識別できる情報すべてを個人情報と

定義し、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護に関する関係法令等に基づき適正な管理を行うことに努めるものとする。

2 保有する会員の個人情報を以下の目的で利用し、この目的範囲以外での利用はしないこととする。

- (1) 会の事業目的を達成するための情報提供
- (2) 会の運営上必要な事務連絡
- (3) その他役員会で特に必要と認める事項

(委任)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この規約は平成22年5月27日から施行する。

この規約は令和5年6月10日から施行する。